

令和7年蔵王町議会定例会6月会議

令和7年6月6日（金曜日）

出席議員（12名）

1番	平間徹也君	3番	佐藤敏文君
5番	藤澤麻衣子君	6番	葛西清君
7番	馬場勝彦君	8番	村上正文君
9番	今千佳君	10番	松崎良一君
11番	外門清君	12番	伊藤雅代君
13番	村上一郎君	14番	佐藤長成君

欠席議員（1名）

2番 宇田川敬之君

説明のため出席した者

町長	村上英人君
副町長	平間喜久夫君
会計管理者 会計課長	我妻敏君
総務課長	鈴木賢君
防災専門監	佐藤洋一君
まちづくり推進課長	川井大文君
町民税務課長	高橋幸治君
保健福祉課長	大槻みちる君
子育て支援課長	鹿島亜希君
環境政策課長	宮澤一弘君
農林観光課長	佐藤敏彦君
建設課長	大槻健一君
上下水道課長	平間勝文君

病 院 事 務 長	鈴 木 智 子 君
教 育 長	文 谷 政 義 君
教 育 総 務 課 長	日 下 光 義 君
生 涯 学 習 課 長	佐 藤 孝 志 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	佐 藤 武 憲 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 家 信 行 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 長 也 君
事 務 局 長 補 佐	鈴 木 直 美 君

議事日程 第2号

令和7年6月6日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 諸般の報告
 - 日程第 3 議案第 37号 工事請負契約の変更契約の締結について
 - 日程第 4 議案第 38号 蔵王町景観条例の一部を改正することについて
 - 日程第 5 議案第 39号 令和7年度蔵王町一般会計補正予算（第2号）
 - 日程第 6 議案第 40号 令和7年度蔵王町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第 7 議案第 41号 令和7年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第 8 議案第 42号 令和7年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算（第1号）
 - 日程第 9 議案第 43号 令和7年度蔵王町水道事業会計補正予算（第1号）
 - 日程第10 議案第 44号 令和7年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 議案第 37号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 4 議案第 38号 蔵王町景観条例の一部を改正することについて
- 日程第 5 議案第 39号 令和7年度蔵王町一般会計補正予算（第2号）

- 日程第 6 議案第 40 号 令和7年度蔵王町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 41 号 令和7年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 42 号 令和7年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 43 号 令和7年度蔵王町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第 44 号 令和7年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第1号）

午前10時00分 開議

○議長（佐藤長成君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。2番宇田川敬之君は、欠席の届出があります。

定足数に達しておりますから、議会は成立いたしました。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤長成君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により12番伊藤雅代君、13番村上一郎君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（佐藤長成君） 日程第2、諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明員として出席を求めた者の職、氏名につきましては、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第37号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（佐藤長成君） 日程第3、議案第37号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） 皆さん、おはようございます。

第37号から参りますので、よろしくどうぞお願いいたします。

ただいま上程されました議案第37号工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和6年蔵王町議会第2回定例会9月会議において可決いただいた蔵王町統合中学校屋外運動場整備工事について、設計の変更に伴い、契約金額の変更が必要となったことから、蔵王町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に

より、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、主管課長に説明させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 続いて、主管課長より詳細説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） それでは、統合中学校屋外運動場整備工事の契約変更について、説明いたします。

議案第37号説明資料と書かれた資料をお開きください。

資料の1ページをご覧ください。

工事名は、令和6年度蔵王町統合中学校屋外運動場整備工事となります。

工事場所は、蔵王町大字円田字西浦上地内。

契約日は、契約を議会でお認めいただいた令和6年9月13日。

工期につきましては、議決翌日の令和6年9月14日から令和7年6月30日までとなります。

工事の概要につきましては、こちらに記載のとおり屋外運動場整備に付随する工事一式としておりますが、今回の主な変更につきましては、防球ネット支柱部分へのさや管を28か所設置する内容となります。

契約金額は、現契約額が2億5,740万円で、変更契約額は2億6,200万3,500円となります。

変更増減額は460万3,500円の増額となっております。

請負者につきましては、蔵王町遠刈田温泉字遠刈田西裏19番地の1、春山建設株式会社蔵王支店となっております。

続きまして、予算の状況ですが、令和6年度で2億7,500万円を予算措置しておりますが、1億7,200万円ほど明許繰越しております。

次に、変更の概要について説明させていただきます。

まず、1つ目ですが、防球ネットのコンクリート製ポールにつきましては、全部で41本必要となり、オーガードリルで土砂を3.4メートル掘削して建てる計画でしたが、防災調整池側の13本以外の残る28本を建てる部分の造成につきましては、玉石混じりの河川残土で盛土したため、ドリルで掘削することができない状況となりました。そのため、その28本分については、直接バックホーで掘削し、さや管を埋設した上で建てる工法に変更したいと考えております。これによりまして、約300万円の増額となります。

2つ目としまして、屋外運動場周辺の側溝に設置する蓋につきましては、全て歩道用の荷重に対応した蓋で計画しておりましたが、校舎南側の通路とグラウンドが接続する部分につき

ましては、グラウンドのメンテナンスなどのために大型車両が入る可能性があることを考慮して、車の荷重に耐えられる蓋に変更したいと考えております。これによりまして、約120万円の増額となっております。

最後に、資料の3ページをご覧ください。

小さくて、少し見づらくなっておりますが、こちらが屋外運動場工事の参考図となっております。まして、左側がグラウンド部分の平面図、右側が防球ネット用ポールの断面図となっております。

平面図の右側①から⑬までの黒字部分、こちらについてはドリルで掘削して建てるのですが、防災調整池から離れている赤字の⑭から⑳までが参考図右側の断面図の工法で施工しようとするものです。

また、グラウンド平面図上側の車道用側溝蓋と記載している部分が側溝の蓋を変更しようとしている部分となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。3番佐藤敏文君。

○3番（佐藤敏文君） ただいまの課長の説明で、内容等は分かりました。

ところが、非常に残念だったのは、現実的に造成工事の中で河川の土砂を使って造成しているわけですね。そうしたときに、グラウンドの整備をするときに、その部分も考慮した設計をするべきだったのではないのかなと。確かに今、資材高騰でどんどん建設費が膨れ上がっている中で、こうやって追加追加で増えていくのはいかなものかと考えるのですが、事前にこういったものは分からなかったのでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） お答えいたします。

今、ご質問がありましており当初の設計の段階で、こういったポールを、支柱を建てる部分についても、防災調整池の土砂と同じような土砂を使用するということがご質問のとおり必要だったのかとは考えている部分ではあるのですが、ただいまのご質問の中にもありましており資材の高騰という部分が、今回、その部分をいかにして圧縮するかということ踏まえて、河川の残土を使用させていただいたという経緯があります。

ただ、防災調整池部分については、以前からご説明さしあげているとおり、どうしても特別な材料を用意しなければいけないということで、今回結果的に13本分については、ドリルで掘

削して支柱を建てるという工法で対応できたわけですが、残念ながらそれ以外の残り28本部分については、そういった材料を用意できなかったということもありまして、今回このような工法の変更をさせていただくということに至ったという内容になっております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 3番佐藤敏文君。

○3番（佐藤敏文君） 分かりました。ぜひとも今後、こういったケースが出てくるかもしれないですね。そういったものを事前に把握していただいて、しっかり低コストで建築できるような方向で検討していただければと思います。終わります。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） ただいまご指摘いただきました点についても、しっかり考慮しながら、今後進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） 簡単な質問をさせていただきます。

今回、そうした地下部分において石材があつてなかなか工事できなかったということで、素人的な考えなんですけれども、どのぐらいの深さまで掘っていくものなのか。今回、そうした石材の部分で、どういった案件が多かったのか。盛土が足りなかったのか、どうなのか。その辺について、どのような状況で変更になったのか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） お答えいたします。

今回、ドリルで掘る深さという部分なんですけれども、こちらにつきましては、3.4メートル掘削を予定しておりました。ただ、屋外運動場のそもそもの造成部分については、全て河川残土で造成を行ったということがありまして、表面部分についてはもちろん、運動場などで砂で工事を進めているわけですが、表層部分の下の部分については、全てが河川残土ということになっておりますので、3.4メートル掘るということになると、どうしても河川残土の部分に当たってしまうということで、今回このような変更をさせていただきたいということになっております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） ありがとうございます。かなり至難の業といたしますが、今後、そうした埋め戻した部分というか、盛土した部分の深さがそうした構造であれば、今後いろいろところでそうした不具合ができてくるのではないかなという佐藤敏文議員と同じような懸念材

料があるんだなということで、分かりました。

今後、工事に当たっては、どう業者の方々と連携を取って、いかに経費を抑えていくのか、その辺についてぜひご努力をお願いしたいと思います。何かあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） お答えいたします。

ただいまご指摘いただいた点につきましても、十分配慮しながら工事を進めていきたいと考えておりますが、今回の屋外運動場の整備工事につきましては、先ほどご説明しましたとおり工期が令和7年6月30日までということで、今月中の工期となっております。そういったことから、まもなく終盤を迎えようとしているところでございますので、この後、よほど突発的な不具合が発生しない限りは、今回の変更の内容で竣工を迎えられると考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） 砕石等、予測された事案ではなかったのかなということも考えましたので、その辺のところは、今後の本体工事なりなんなりそうしたところにもかかってくるということですので、ぜひその辺のところは、ひとつの懸念材料ということでしっかり押さえていただきたいと、このように感じました。よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） ありがとうございます。今後、建築などにも進んでまいりますので、そういった部分についても十分に注意しながら進めさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 関連はするんですけども、今回その河川残土を使って思ったよりも下に掘れなかったから、どうしても違う方法でやらなきゃいけなかったと素人なりに思ったんですけども、これって例えば、今、先輩議員がほかの事案でも出てくるんじゃないかと言っていたように、例えば今度、校舎の建設部分の残土に関してもこれと同じなのかどうか、お聞きしたかったんですけども、それはオーケーでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） お答えいたします。

ただいまのご質問ですが、今後進める建築に関連してのご説明かと思いますが、校舎の建築部分につきましては、必然的に建物の地下の部分について基礎工事なり、あるいは配管工事、こういったものが必要になるということは、考慮に入れて今回造成を行っておりますので、その部分につきましては河川残土ではなく、そういった工事ができるような材料で造成をさせていただいているものです。

以上になります。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） グラウンドと校舎の残土は、埋立ての造成は違う形で行ったということでよろしいのでしょうか。私の認識だと、全部造成って土を買わなくてもいいように、あそここの松川の砂利を使っとうまく利用できたという発言が前あったと思ったものですから、全部が全部松川の砂利で造成されているんだと勝手に思っているんですけども、それは私の認識が間違っているのでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 平間議員、今回の補正予算に関連ある内容でお願いしたいと思います。一応、答弁は求めますけれども。教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） お答えいたします。

ただいまのご質問ですけれども、以前に造成工事が始まる前の段階で、松川の河川残土を搬入していたというのは、ただいま議員がおっしゃったとおりです。そちらで搬入した残土については、グラウンドの地下の部分ですとか、あるいは駐車場の部分などそういった部分で全て使用しているということにはなりますが、造成を行うに当たって、どうしても河川残土では造成ができない校舎の部分でありますとか、防災調整池の部分、そういった部分については、別途用意した材料で造成を行ったということになっております。

以上です。

○議長（佐藤長成君） 5 番藤澤麻衣子君。

○5 番（藤澤麻衣子君） グラウンドのメンテナンスで大型車が入ることを考慮しというところなんですけれども、これは、今まで検討した中で想定内でできたことではないのかなと考えるんですが、今までそこに誰も気づかなかったということに関して、なぜ気づかなかったのか。そして、今回予算をつけることに対して、ご意見お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） お答えいたします。

通常ですと、グラウンド内というのは、基本的に車両は進入しないというのが大前提という

ことになっておりますが、ただ、今回防球ネットでありますとか、あるいはどうしても風の強い場所ですので、どうしても防砂ネットというようなものを設置する必要が出てまいりました。そういったことで、例えばそういったネットのメンテナンスとかそういったことをする上で、どうしても侵入しなければいけないのではないかとということが設計と施工を進めていく中で確認されたということで、今回ももとは生徒が進入するための歩道用の蓋で大丈夫だろうということで進めていたんですけれども、どうしてもそういった変更が必要になるということで、やむなく今回変更させていただきたいということで、提案させていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 5番藤澤麻衣子君。

○5番（藤澤麻衣子君） ありがとうございます。分かりました。

これに限らず、細かいところでも今後必要になってくるところがあると思うんですけれども、そういうところをもっと早めにお話をさせていただければうれしいなと考えています。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） ただいまご意見いただきました点につきましても、十分に配慮させていただいて、そういった設計、施工を進める中でも十分に検討しながら、進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 12番伊藤雅代君。

○12番（伊藤雅代君） お願いします。今、同僚議員から先のことも考えてということでお話がありました、新しくできる中学校に関しては、避難場所の指定とかにもなっているのではないかなと思うんですが、そのあたりも含めてお考えいただけるようにと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 伊藤議員にも申し上げますが、今回はポールの掘削の補正になっております。

○12番（伊藤雅代君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（佐藤長成君） それに沿った質問をお願いいたします。よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それではほかに質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第38号 蔵王町景観条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて日程第4、議案第38号蔵王町景観条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第38号蔵王町景観条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、蔵王町景観条例に定める景観計画において、一般の景観地区とは別に重点的かつ計画的に整備していく必要のある地区を景観形成重点地区として指定できるようにするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、ご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおりに可決決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。8番村上正文君。

○8番（村上正文君） 附則の改正条例の施行月日について、お伺いをいたします。

改正条例の施行日は、今年の10月1日から施行するというふうになっておりますが、3か月以上もの期間を空けて施行しようとするその理由、法令等に何らかの定めがあるものなのかどうか、その辺について確認をさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 建設課長。

○建設課長（大槻健一君） お答えいたします。

今後の景観計画の変更、手続に要する期間や広報紙やホームページなどによる周知の期間ということで、それを考慮したものでございます。できれば、同日にこの計画を施行したいという考えから、この日とさせていただいたところでございます。

法的な手続に関しましては、告示、それから縦覧というような手続を踏んでまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君）　今回は、この第7条の条項の追加というのが改正の主な部分でございます。景観形成重点地区として指定することができるという部分で、指定することができるという規定ですから、指定しないこともできるし、指定することもできる、そういうふうなことで最終的には、景観計画の中に具体的に盛り込むということになるわけです。

それで、この蔵王町の景観条例というのは、既に令和3年度に施行されておりますから、条例の周知期間というのは、そんなに必要ないだろうと。今回はこの第7条の追加だけでございますし、この条例を追加したことによって、個別具体的に個人の権利が制限されたり、あるいは工作物の設置とかの行為が制限されるものではございませんので、3か月以上もの周知期間は必要ないだろうと。逆に、今年1月17日から31日まで景観計画案ということで、この計画案の中には、今回追加している景観形成重点地区の内容も含めた形でパブリックコメントの募集を町では実施をしております。

それから、1月30日には、同じ内容の計画で住民説明会も実施している。そして、景観法で定める計画策定の手続としては、都市計画審議会に意見を聞けということが必須の手続として定められています。蔵王町では、都市計画審議会がないので、企画審議会に近々諮問される予定と聞いておりますけれども、そうしますと、企画審議会に諮問をする段階で計画案の中には、この景観形成重点地区が盛り込まれた形で諮問されるわけなんです、その効力を発生させる条例が効力を発生していない。こういう状態になるわけです。その辺の兼ね合いについてどのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤長成君）　建設課長。

○建設課長（大槻健一君）　お答えいたします。

議員おっしゃられるとおり蔵王町景観条例第6条第2項により、蔵王町企画審議会に諮り、意見を聞くものとされております。この計画案につきましては、かなり個人の届出の対象となる部分も蔵王町全域ということで変わってくるものですから、周知期間というのは必要であると考えたところでございます。

施行日との兼ね合いにつきましては、そういった変更手続きに、皆様のご理解をいただくのに時間を要するであろうということから、10月1日とさせていただいたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君）　8番村上正文君。

○8番（村上正文君）　まず、周知期間を設けるというのが大きな理由のようでございますけれ

ども、景観法第9条第6項でございます。景観計画の策定の手続として条項が定められております。自治体が景観計画を定めたときは、その旨を告示して、当該自治体の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。これは、計画書と計画図を備えて縦覧に供しなければならないとなっております。先行して景観計画を策定している自治体の告示文書を調べてみますと、その告示文書の中に定めた景観計画は、効力の発生する日は、いつからいつまでですよということで、その時点で初めて2か月後とか3か月後からこの計画は効力を発生させるんですよということが告示文書の中で定められている告示方法があるわけなんです。

ですから、今回の条例改正を周知する期間じゃなくて、計画を策定した後の周知期間のほうが大変なんだと私は感じているわけなんです。そういうふうなことで、もしその施行日を見直す考えがあるのでしたら、今回この議案を一旦取り下げて、そして6月会議の最終日に施行期日を検討した上で、改めて追加提案し直すという方法もあるのではないかと考えますけれども、その辺どのように考えるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 副町長。

○副町長（平間喜久夫君） お答えします。

村上議員の言っている内容は、十分に理解できます。計画のほうを、重点区域としての規制というのは、計画ができてということでございます。たまたま今回は、計画そのものの変更を10月1日からやりたいという内部の事情で、たまたま条例も10月1日に施行日をしたということでございます。確かに先行して条例だけ施行するということも当然あり得ます。例えば、公布の日からすぐに始まってということでできる規定ですから、何ら支障もないと考えます。

ただ、全体的な流れとして、重点区域を定める計画の実施日と条例の施行日をたまたま一緒にしてしまったということで、さらに取り下げてもう一度やるということじゃなくて、そういったことでこの今話した内容で、10月1日からの条例の施行でそごは生じないと、事務的な話になりますが、考えておりますので、これでご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） シンプルに聞きたいんですけども、この景観重点地区として指定される前と指定された後では、どのようなことが変わるのかということが見えなかったもので、法的に効力を発揮するのか、その辺含めて、もうちょっと詳しく教えていただければ。

○議長（佐藤長成君） 建設課長。

○建設課長（大槻健一君） お答えいたします。

景観形成重点地区に指定というふうになりますと、これまでの景観条例で定められた届出の範囲よりもきめ細かな、具体的には数値上細かい届出が必要になるということを考えております。従いまして、届出対象が増えるということを考えております。景観形成重点地区になりますと、そういった細かくすることによって、より景観のそこの重点地区について規制といたしますか、強制力はないんですけれども、そういった今までと違う土地の使い方をされるような事業が入ってくるような、ひとつの抑止力というふうになるものと考えております。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） ありがとうございます。この重点地区の指定は、どこかというのはまだ言えないと思うんです。計画をつくって、これから企画審議会にという話も今ありましたけれども。詳しくは言えないのかもしれないんですけれども、町として、例えば観光的な意味合いを重視してこれをつくろうと思ったのか、今問題になっているのは、私はこれは考えるんですけれども、太陽光パネル、メガソーラーとか大型風力発電とかそういう環境的な町の負荷が入ってくる外資とか抑止するためにこの条例を指定しようと思ったのか、その辺のねらいを教えていただければ。

○議長（佐藤長成君） 建設課長。

○建設課長（大槻健一君） お答えいたします。

環境を守るのはもちろんなんですけれども、にぎわいの創出であったり、そういったことで周囲との環境の調和を図っていったりとか、そういったことをねらいとしているところでございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それではほかに質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤長成君） 続いて日程第5、議案第39号令和7年度蔵王町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第39号令和7年度蔵王町一般会計補正予算（第2号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、規定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,557万7,000円を追加し、予算の総額を87億5,157万7,000円にしようとするものであります。

今回の補正予算の主なものは、3月末の暴風により被害を受けた特定園芸施設にかさ上げして補助する特定園芸施設促進事業補助金や湯口線道路改良工事費などの社会資本整備総合交付金事業を追加するほか、職員の異動に伴う人件費の補正を行うものであります。

このほか内閣府から補助金の採択を受けて実施する防災ポータルアプリ導入委託料や申請書サポート記入システム導入委託料を新たに計上いたしました。

次に、第2表地方債補正については、道路改良事業など2件の限度額を変更しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、ご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） それでは、25ページの消防費の防災対策費ということで、今、町長から防災アプリ導入委託料ということで案内ございましたので、その辺の内容についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 防災専門監。

○防災専門監（佐藤洋一君） お答えいたします。

今回、防災ポータルアプリの構築事業という形で冠をつけさせていただいておりますが、複数のシステムを同時に導入する事業でございます。

まず、骨組みとなるシステムが住民向けの一般の一斉情報配信システム、災害が起こったり、あるいは町のほうで避難警報とかを出したりするときに住民の皆さんに一斉にそれを配信するシステム。住民の皆さんは、それを登録制のメールだったり、あるいはラインだったり、エックスとかフェイスブック、そういったものに一斉に情報を配信することで、多数の

方々に一気に情報を流すためのシステム、これが骨組みとなります。これに一般のときにも使えるようなアプリ、防災アプリという形で今は考えているのですが、平常時でも町の情報を流せるアプリを組み合わせ、平常時ではアプリで情報を流させていただいて、いざというときは防災の情報通信のシステムを組むと。あわせまして、防災からちょっと離れてしまうんですけれども、自治会の行政区の区長さんとのホットラインのような形のシステムも組ませていただいて、いざというときに情報をすぐ流せるような形、これも平常時には区長さんのほうに情報を、例えば会議情報だったり何だったり、そういったものも流せるような形で平常時にも使え、また災害時にも使えるという形になります。

あと、学校の保護者と学校を結ぶためのアプリというものが今、民間のアプリを使って学校でやっていらっしゃるようなんですけれども、そちらのほうを導入させていただきまして、平常時は学校と保護者をつなぐ情報通信のシステムとして使っていただいて、いざというときは、我々のほうが防災情報を保護者にも流せるというような形のシステムを総合的に組ませていただくということを考えております。

長くなりましたが、以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） ありがとうございます。非常に多岐にわたる、連携が取れるそういうアプリだということを専門監のほうからお伺いしたんですけれども、これ普及に当たって非常にご理解をいただいて進めていくということに関しては、どのような手順とか、そうした部分を考えておられるのか、その辺についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 防災専門監。

○防災専門監（佐藤洋一君） お答えいたします。

実を言うと、議員おっしゃるとおりこういったシステムを組んだときに、防災アプリまたは防災情報の発信システムだけだと、なかなか広まりが得られないというのがほかの自治体でも課題として出ております。我々のほうでなぜこのような形で様々なユーザー、学校の先生だったり、あるいは保護者だったり、あるいは一般の情報を得たいという方だったりという方々にも配信のシステムを総合的に組むかという、まさに普段は多機能な形でいろいろな情報をやり取りするシステムを組むと、それに乗っかっていただくというか、それに参画していただくことによって、必然的にいざというときの防災情報をたくさんの人に流すような形という、そういう工夫を考えております。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） 非常に個別の案件から、そうした防災関係とも連携を取れるということで、以前私が考えていたようなものちょっと使い勝手がいい方向のものになっていくのかなと思いますので、ぜひこの辺の進め方ですね、住民の方にとってこれだけメリットがあると、ぜひ登録をしてほしいとなるわけなんですけれども、登録に当たって、あるいは申請に当たっての手续とかそうした部分が若い人はすんなりいくと思うんですけれども、高齢者の方ですと、ぜひその辺も安否確認やら何やらで、いろいろな面ですがありますので、その辺の手续をどう進めていくのか、その辺についてもしお考えあれば、お伺いしておきたいと思っています。

○議長（佐藤長成君） 防災専門監。

○防災専門監（佐藤洋一君） おっしゃるとおり、例えば、常日頃からスマートフォンとかに慣れていてアプリとかを使い慣れている方々は、ワンタッチで申請をしていただければ自動で登録が済むという形になっておりまして、その点につきましては、実を言うと職員のほうの手間も省けて、我々のほうでも大変にスムーズに登録行為ができるということでありがたいわけでございます。

ただ、一方でそういったものに慣れていない方、あるいは抵抗感のある方、多々いらっしゃると思います。場合によっては、こちらのほうではチラシをまいたり、広報だったりで告知をさせていただくことを考えておりますが、必要に応じて、例えば自治会の総会とかに出向いたりして説明会を行うとか、求めに応じてやっていけたらいいなと考えております。

今後、数年にわたって使っていくものでございますので、徐々に広げられるような形で様々な方法を考えていきたいと思っています。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） それでは、土木費について質疑をさせていただきます。

24ページの道路橋梁費の3目の道路改良整備事業費、今回、町長の提案理由の説明でもありましたとおり、湯口線の関係で追加の工事が予算が計上されたところです。社会資本整備総合交付金、追加で国からお認めいただいたものと思っておりますけれども、7,000万円について結構金額が大きいんですね。総額でね。ですから、これを計上した中で今後どのような工事内容の予定で進んでいけるのか、何メートルくらい進めることが可能なのか、その辺まで少し詳しく分かるのであれば、説明をいただければと思います。

○議長（佐藤長成君） 建設課長。

○建設課長（大槻健一君） お答えいたします。

湯口線の事業費につきましては、想定よりも大幅に上回る補助金がついたというようなところでございます。工事の予定につきましては、現在、一部改良に手を加えている箇所から先の部分まで、完成形まで進めるものと想定しております。延長的には約400メートルほど進むものと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） ありがとうございます。400メートルというと、かなりの長さになるんだと思いますけれども、ただ今回の6月会議で繰越明許もした部分もありますし、当初で3,100万円の予算計上ですよ。ですから、総額で1億2,000万円以上の今回の湯口線の工事となりますけれども、毎年毎年、工事そのものの予算はしていますけれども、順繰り順繰りの形で繰越明許で次年度に繰り越してしまうような流れで、ここ数年ずっときているんですけれども、できる限り7年度計上であれば、この年度内に終了できるように進められるのが地元の方々の希望なのかなと思っておりますので、それについてどの辺まで可能なのか、ご努力はしていただけるものと思いますけれども、それも確認しておきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 建設課長。

○建設課長（大槻健一君） お答えいたします。

想定よりも大幅に上回る事業費ということで、年度内にできる最大の事業費の規模と考えております。議員おっしゃるとおり繰越明許費もございますので、事業の推進に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。8番村上正文君。

○8番（村上正文君） 31ページ、教育費、保健体育費の中の4目、学校保健費についてお伺いをいたします。

今回、使用料及び賃借料ということで、AEDのリース料、107万円が計上されております。実は、当初予算でこの同じ学校保健費の中で、備品購入費としてAED購入費99万円が計上されております。予算特別委員会の審査の中では、この99万円の内訳というのは、各小中学校1台ずつで8台、それに遠刈田幼稚園の分の1台を足して9台分と、こういう説明を受けておりました。

今回、その備品購入費とは別に、リース料としてまた同じAEDの使用料及び賃借料ということで計上されてきたものですから、この辺の兼ね合いを含めて内容の説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） お答えいたします。

今回、令和7年度の当初予算要求時点では、通常の入札でAEDを更新するという考えがありましたけれども、その後の情報収集の中で、日赤が行っている全国的な共同購入事業、こちらで購入をすることで、1台当たりの単価を大幅に下げることが可能であるということが分かりましたので、そのためにこちらで購入することとしまして、令和7年度の当初予算を計上させていただいたところです。

一方で、現在、各施設で保有しているAEDは、6月末で使用期限を迎えるということで、それに合わせまして、今回購入をしようとしたところ、日赤の共同購入事業では、例年12月に納品されるということが分かりまして、各日赤支部が自由に納期を定めて購入するということできないということを確認されたものです。そのために、7月から納品されるまでの間について緊急的にリースで対応させていただきたいということで、今回補正予算を計上させていただいたものとなっております。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君） 備品購入費、それから使用料及び賃借料、両方の予算計上ができた理由については理解をいたしました。

この日赤の共同購入による納品時期が12月にならないと納品できないという、そういう確認というのがいつできたのか、そして今回2つの科目の予算が必要になるわけですが、当初見込んでいた共同購入をしないで、入札によって購入しようとする場合の金額と比較して、今回この2つの予算の合計額と当初の見込額で、どのように金額が少なくなるのか、多くなるのか、その辺の比較についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） お答えいたします。

今回、リース料として計上させていただきましたものにつきましては、1台につき1か月当たり1万9,800円ということで、それを12月までの6か月間リースが必要になるということになります。そうしますと、リース料は1台当たり11万8,800円となりますが、当初備品購入で予算要求させていただいた金額が11万円ということですので、合わせますと1台当たり22万8,800円が今年度必要になるということになります。

一方で、新たに購入する場合の金額というのも当然確認をさせていただいているわけですが、そうしますと、税込みで31万円程度かかるということが確認されているところです。そう

いったことから、今回新たに予算を取って購入するのではなくて、この6か月間はリースで何とか賄って、実際に日赤で購入する金額だと非常に安価に購入できるということもありますし、また今後、AEDは年数がたてばまた買換えが必要になるということで、そのときにまた安価に購入できる日赤の共同購入事業を活用できるようにするために、今回大変申し訳ないのですが、このような形で対応させていただきたいということで、予算を計上させていただいたところです。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。別件でどうぞ。

○8番（村上正文君） 10ページでございます。

諸収入の中の雑入、4目の雑入ということで一番下の項目になりますが、旧永野保育所電気料等使用料ということで、40万円の計上でございます。この使用料については、納める相手方はどこなのか、そしてこの40万円の積算根拠はどういうことなのか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤長成君） 総務課長。

○総務課長（鈴木 賢君） こちらでございますが、旧永野保育所ということで、現在、シルバー人材センターのほうで使用しております。こちらの電気料、上下水道料、警備委託料、こちらについて、現在シルバーセンターの事務室等で使っている面積で案分していただくということにしているところでございます。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君） シルバー人材センターが宮司の事務所から旧永野保育所のほうに移転することに伴う予算計上ということで、理解はしましたが、なぜシルバー人材センター事務所がこちらに移転をしなければならなかったのか、そして今、面積割と言いましたが、具体的に何%の割合でこの40万円になったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 副町長。

○副町長（平間喜久夫君） シルバー人材センター、なぜということでお話しさせていただきます。実は、私もシルバー人材センターの理事という立場でございますので、お答えさせていただきます。

これにつきましては、今までは宮司の高速道路の交差部分の事務所を使っておりました。あれは民間からの賃貸でお借りしておりましたが、やはり賃貸料ということで、結果的にはそれなりの金額があるということで、何とか町のほうで事務所があるのであればということで、今度永野保育所が閉園になるということで、総務課、保健福祉課、シルバー人材センターといろいろお話をして、保育所の一部、今までの職員室等をお借りするというところで移転

をします。これによって、年間数十万円の賃貸料がかからなくなるということで、移転をさせていただきます。

あと、具体的な割合等については総務課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（佐藤長成君） 総務課長。

○総務課長（鈴木 賢君） それでは、割合でございますが、旧保育所全体の面積が533.6平米でございます。現在、シルバー人材センターで使用している事務室、更衣室等の合計が152.16平米でございますので、28.5%の割合で負担をいただくということで契約をしているところでございます。

○議長（佐藤長成君） 8 番村上正文君。

○8 番（村上正文君） 内容については理解いたしました、非常にもったいないという感じがしております。旧保育所の全部の面積を使うんじゃないで、一部だけの使用ですから町のほうに雑収入として入ってくる金額も28.5%分だけだと。残りの部分というのは町が依然として負担していくことになるわけですね。そういうことで、シルバー人材センターは人材センターとして、移転した理由はあったにせよ、やはり町としては、できるだけ全部使っていて、町の負担なしで負担金を納めてもらうのが一番よかったのではないのかなと。そういうことで、一般公募をして施設全体を使うところの希望者があれば、そういうふうなところの利用も検討すべきではなかったのかと。公募の結果、どこもないということであれば、シルバー人材センターに落ち着くということがあっても、それはやむを得ないかと思いますけれども、その辺の考え方について伺いをいたします。

○議長（佐藤長成君） 総務課長。

○総務課長（鈴木 賢君） このシルバー人材センターの旧保育所の使用については、昨年度に庁内において検討し、シルバー人材センターのほうで使いたいという意見がございましたので、今回こういった形になりました。残りの部分でございますが、今、考えているのは、生涯学習課の文化財管理室ということで、現在、東庁舎のホールに保存してあります文化財の資料等をそちらに移すということで、今、話が進んでいるところでございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。7 番馬場勝彦君。

○7 番（馬場勝彦君） 最初に1点、同僚議員が質問したんですが、湯口線の関係。明許費と今回の当初で約1億円ということで、当初計画されていた部分、今回の明許繰越と新規でほとんど完了までいくのか、そこを1点、最初確認させていただきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 建設課長。

○建設課長（大槻健一君） 全部完了するのかというご質問に対しましては、難しいかなと見込んでおります。若干の残りが出るものと考えております。詳細については、今後、詰めてまいります。

○議長（佐藤長成君） 7 番馬場勝彦君。

○7 番（馬場勝彦君） 今回の事業計画の図面とか本当は欲しかったんですけども、どこの部分をやるのかということ。実質あそこの住民の人に言わせてもらえば、入り口のほうが全然手がかかっていないような状況があるということで、大分いろいろ意見があるようなので、その辺しっかり住民が理解するように進めていただきたいと思います。

議長、別件でよろしいですか。

○議長（佐藤長成君） 別件どうぞ。

○7 番（馬場勝彦君） 別件で、今回、農業関係の特定園芸施設等の、町長の行政報告にもありましたけれども、3月26日の大風で大分ハウスが傷んだという、それに対する補助金という形で計上されております。5月の初めにもかなりの大風があつて、併せて被害が出たように聞いておりますが、今回の補助については、恐らく3月の被害に対するものと理解するんですが、5月立て続けにあったので、その辺について調査をされたのか、今後、どのような対応を考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 農林観光課長。

○農林観光課長（佐藤敏彦君） お答えいたします。

3月26日の暴風の際には、全部のハウス、こちらの確認をさせていただいて、行政報告のほうでも報告させていただいたところでございます。5月10日から11日につきましても、ある程度は町のほうでも把握させていただいておりますので、そちらのほうの施設につきましても対処をするような形で検討させていただいているところでございます。

○議長（佐藤長成君） 7 番馬場勝彦君。

○7 番（馬場勝彦君） 今の課長の答弁で理解しました。町長にお伺いしたいのですが、やはりハウス関係、時間がかかると作物というのはなかなか次のものがないので、今の課長の話だと調査は大体終わっていて対応するというのですが、町長、どの辺で対応を考えているのか、できるだけ早く議会に提案をしていただいて、議決を取るというのが手法だと思っておりますが、それについて町長どのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 先ほど課長が言ったとおりでありますし、今回の予算を通させていただ

ければ、すぐに対応していきたいと思っております。

○議長（佐藤長成君） 農林観光課長。

○農林観光課長（佐藤敏彦君） お答えいたします。

今回の予算につきましては、3月26日の暴風の分を予算化させていただいております。今、要綱のほうも整備しておりますので、こちらのほうでもし申込みがあって、これでは足りないということになりましたら、また随時、議会のほうにお認めいただくような形で進めてまいりたいと思いますので、5月の暴風に関しても一緒に対応させていただきたいと思っております。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 14ページの総務費、負担金、補助及び交付金のまちづくり交付金についてなんですけれども、25万円と少額ではあるんですけれども、これもともとホームページで見ると予算総額があって、それが応募に全部なったら終了する、2回目の募集はしないと書いてあったんですけれども、たしか予算総額は75万円だったんですね。今回、補正が上がってくると100万円になるんですけれども、そうすると予算総額というのは、結局75万円だったのか、100万円だったのかという議論になると思うんですけれども、この辺ちょっと詳しく説明していただけると。

○議長（佐藤長成君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川井大文君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

当初予算3団体分で見込んでございました。今年度1回目の申請期間が4月末までということと募集をしたわけなんですけれども、その際に4団体から相談がございまして、結果としては4月に申請があったのは3団体ということになったんですけれども、もう1件分についても、かなり申請内容は具体化されていたものでございましたので、今回1件分を補正で追加させていただいたものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） ありがとうございます。

私もどちらかというと、町の民間の方、団体の方がまちづくりについて考えて、自分たちで行動を起こすものに対して、町では応援していただきたいと思うので、この補正がつくことはいいことだと思うんですけれども、手続としては問題があったんだろうなという認識ではあります。

ただ、今回予算総額が終了しても、結局、本来であれば4件のうち3件を選ぶような形になると思うんですけれども、今回わざわざ4件、総額認めたわけですから、6月で2回目は終わりますけれども、もっと拡充してもいいんじゃないかと逆に私なんかは考えるんですけれども、そういった検討なんていうのはなさらないのでしょうか。応募があつたら、もっともっと拡充していくべきなのかなと私は思うんですけれども、その辺の考えを教えてください。

○議長（佐藤長成君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川井大文君） お答えいたします。

予算には限度がございますので、今のところ3団体を目安とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 予算には、確かに、優先順位もありますしね。あくまで今回は3団体を目安にしたけれども、4団体に出したので、そういった対応もできるんだなということが勉強になりました。

別件ですみません。

○議長（佐藤長成君） 別件どうぞ。

○1番（平間徹也君） 給与明細書によるところ、当初予算と比べて正規職員が8人、会計年度職員が3名増加しているんですね。行革によると人件費を抑制するべきという認識だと思うんですけれども、増員した理由は何なのか、教えてもらいたと思います。

○議長（佐藤長成君） 総務課長。

○総務課長（鈴木 賢君） それでは、初めに33ページの正規職員の増員理由について、お答えいたします。

これについては、病気休暇、あとは病気のため休職となった職員が数名おりました。その補填をしたことがまず1つの理由です。あと、蔵王中学校の開校を2年後に控えておりますので、建設部門と教育部門の強化が必要となったということで増員したのが主な理由でございます。

これらの増員については、一時的な措置でございますので、休職者等の職務復帰後、あとは中学校の開校後は、その分の新規採用を控えるなどして増員前の人員に戻すことになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次でございますが、34ページの会計年度職員の増員理由でございますが、昨年の6月会議に

平間徹也議員から一般質問の中で、障害者雇用の法定雇用率が達成できていないということで指摘をいただいております。障害者雇用については、当初、雇用の安定の関係から正規職員の採用を目指してきたところでございますが、なかなか採用に至らなかったという経緯もございます。徹也議員からの提案があった会計年度職員の雇用に切替えをして、今般2名の雇用をしたというのが主な理由でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 私の質問が採用されることもあるんだなと思って、大変うれしいなと思っております。ただ、長年の間、法定雇用率を達成できなかったことについて私が指摘しましたけれども、今回の障害者雇用で法定雇用率は達成できたと考えてよかったのでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 総務課長。

○総務課長（鈴木 賢君） これについては、11年間蔵王町は未達成ということで、県内でも3番目のところに位置はしておりますが、今年6月1日現在で法定雇用率を無事達成できたところでございます。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） ありがとうございます。今後とも、障害者福祉計画の中にも記載されていますし、今後も障害者の就労の場所の確保に努めていただきたいと思います。

もう1個だけ、別件ではないんですけども、3回目なので。正職員が休職している方が数名おるということだったんですけども、数名の人数は分かりますか。復帰見込みとか、こもちゃんと対処していかないと駄目なのかなと思っていますので、この辺もし分かれば。

○議長（佐藤長成君） 総務課長。

○総務課長（鈴木 賢君） 病気休暇が今2名でございまして、休職に入っている方が1名、合計3名となっております。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。9番今 千佳君。

○9番（今 千佳君） お願いいたします。

24ページの遠隔式自走草刈機動産総合保険料について、お伺いいたします。こちら10万円と少額なものではありますが、こちらの総合保険料というものの内容について、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 建設課長。

○建設課長（大槻健一君） お答えいたします。

こちらの内容ですが、先日購入いたしましたラジコン草刈機、こちらの保管中の事故、それから輸送中、それから水没、盗難、こちらに対応した保険となっております。

○議長（佐藤長成君） 9 番今 千佳君。

○9 番（今 千佳君） ありがとうございます。では、今のお話を聞きますと、保管中、輸送中といった形でありまして、稼働中の事故とかそういうものに対応するものではないと捉えてよろしいでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 建設課長。

○建設課長（大槻健一君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。作業中の事故の保険につきましては、河川堤防除草の保険が適用されますので、そちらの対応となります。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それではほかに質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（佐藤長成君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き審議を行います。

日程第6 議案第40号 令和7年度蔵王町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤長成君） 続いて日程第6、議案第40号令和7年度蔵王町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第40号令和7年度蔵王町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、規定の予算の総額に歳入歳出それぞれ178万5,000円を追加し、予算の総額を16億1,278万5,000円にしようとするものであります。その主な内容は、歳入において県支出金を追加し、歳出においては諸支出金を追加しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、ご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

それでは質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第41号 令和7年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤長成君） 続きまして日程第7、議案第41号令和7年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第41号令和7年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、規定の予算の総額に歳入歳出それぞれ106万7,000円を追加し、予算の総額を14億8,506万7,000円にしようとするものであります。その主な内容は、歳入において繰入金を追加し、歳出においては総務費及び地域支援事業費を追加しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、ご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、

原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第42号 令和7年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算
(第1号)

○議長（佐藤長成君） 続いて日程第8、議案第42号令和7年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第42号令和7年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算（第1号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、収益的支出において予定額から1,509万6,000円を減額し、総額を4億4,181万2,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入においては、予定額に514万1,000円を追加し、総額を7,909万4,000円に、資本的支出においては、予定額に522万5,000円を追加し、総額を9,470万円にしようとするものであります。

次に、企業債については、医療施設等整備事業の限度額を変更しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、ご質疑により事務長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 51ページの看護師給と手当、約700万円減ということですが、これは10

床減による看護師の配置換えだと思うんですけども、10床減によって配置換えして、私が心配しているのは、人手が足りなくなったりとかその辺を心配している。その辺の問題はないんでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 病院事務長。

○病院事務長（鈴木智子君） お答えいたします。

今回、看護師2名が認定こども園のほうに異動いたしました。これが全部ではなくて、普通の人事異動などによったりする今回の補正となっているんですけども、2名減にいたしましたけれども、国で定められている基準等々で病院のほうで人材不足ということはございません。よろしくお願いします。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） ありがとうございます。

病院、よく企業会計だから特別会計だとよく言われますけれども、こうやって町の正職員として人事異動ができるわけですから、必ずしも黒字赤字だけでは語れないものがあるんだなということがこういった人事からも分かるんじゃないかなと私は思います。

人手が足りなくなったら、町からもプッシュしてあげてほしいし、今これでいいと思うんですけども、ぜひその辺を意識して運営していただきたいなと思います。

関連して、次のページの。

○議長（佐藤長成君） 別件ですか。

○1番（平間徹也君） 別件です。53ページの機械及び備品購入費なんですけれども、この内容等々詳しく教えていただければと思います。

○議長（佐藤長成君） 病院事務長。

○病院事務長（鈴木智子君） お答えいたします。

53ページにあります骨密度の測定装置が病院のほうにありまして、もちろん健診のオプション、それから骨粗鬆症の方の診断、治療に使うので、レントゲンのほうで測定しておりました。それが故障というか、現在壊れまして、それが2004年に購入したものでしたので、修理のほうもできないということで、今回新たに購入し、骨粗鬆症等の治療に使いたい、それから骨密度の健診のオプションとして使っていきたいと思っているので、今回購入しようとするものです。よろしくお願いします。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）ほかに質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第43号 令和7年度蔵王町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤長成君） それでは日程第9、議案第43号令和7年度蔵王町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第43号令和7年度蔵王町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、収益的収入において上水道事業収益の予定額に364万5,000円を追加し、総額を4億5,264万1,000円に、収益的支出においては、上水道事業費用の予定額に568万2,000円を追加し、総額を4億3,957万1,000円にしようとするものであります。

なお、詳細につきましては、ご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） 確認になるかもしれませんが、お伺いしておきたいと思います。

57ページの国庫補助金について、これ新しくこうした形で交付されるようですけれども、これについて今後の使い道といたしますか、こうした交付金を使ってどのような事業を行っていくとしているのか、その辺についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間勝文君） お答え申し上げます。

この案件につきましては、3月の予算委員会においても歳出についてご説明申し上げましたが、内容は人工衛星を活用した漏水調査事業ということになります。当時、歳入予算につきましては、詳細が定まっていなかったもので、4月になってから交付ということになりました。

たので、今回の補正予算という形になりましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） 改めて確認させていただきました。ありがとうございます。

本町においても、やはりこうした水道というのはなかなか見えにくい、あるいは老朽化しているのが分かりにくいというところもございますので、また、漏水箇所を特定するということは、なかなか至難の業なのかなと思っておりますので、この辺、航空写真を使って特定のには、どのぐらいの範囲まで絞ることができるものなのか、そうしたところについてもしお考えありましたら、お伺いしておきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間勝文君） お答え申し上げます。

3月にもちょっと走りはお答えしたんですけれども、蔵王町の水道ということで管路図面を提出させていただいて、それによって蔵王町全体を人工衛星のほうから写真を撮ります。それで電磁波というか、その辺をうまく利用した方法がありまして、水道水なのか溜水なのか、それが分かるそうでございます。それで水道水が漏れていますよということでやるようでございますが、内容については、今も業者選定とかやっております、詳しくはまだ出てきていないんですけれども、ほかの団体でやった中では結構詳しく出ていると。

あと、メッシュというか測りというか、範囲でございますが、大体100メートル前後、100メートルメッシュで漏れているところが分かるという話でございますので、そちらを当然使わせていただいて、それが今回の漏水管路サービス委託料という形になるんですけれども、同時に、漏水原因の現地調査ということと漏水箇所の修繕費とその2分の1が今回の交付金の内容でございますので、そちらを活用させていただいて、有収率の向上のほうに寄与したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） ありがとうございます。

大変技術者が限られている中で、本当にそこを特定していくというのは至難の業ではないかと、ある程度その航空写真でメッシュで分かったとしても、現地で確定していくには、さらに音とかいろいろな形で点検になっていくのではないかなと思っておりますので、ぜひその辺については、限られた職員の中で仕事をなさっているわけですので、そうした対応も少なくなっていけばいいなとこのように感じておりますので、その辺についてもしお考えござい

ましたら、お伺いしておきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間勝文君） ご心配いただきまして、ありがとうございます。

それで、漏水箇所が大体この辺であろうということで図面とかそこで指定されますけれども、その後、うちらほうで水道の漏水調査会社というのが何社かございますので、そちらのほうに委託させていただいて、確定していくという形で、それで確定すれば、当然うちらほうで業者を頼んで直していくという形になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第44号 令和7年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤長成君） 続いて日程第10、議案第44号令和7年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第44号令和7年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、収益的支出において予定額から548万2,000円を減額し、総額を2億7,837万円にしようとするものであります。

また、資本的収入においては、予定額に430万円を追加し、総額を1億5,416万5,000円に、資本的支出においては、予定額に437万6,000円を追加し、総額を2億3,047万6,000円にしようとするものであります。

次に、企業債については、公共下水道事業の限度額を変更しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、ご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れさまでした。

午前11時43分 散会

上記会議の次第は、事務局長の記載したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 会 議 長 佐 藤 長 成

署名議員12番 伊 藤 雅 代

署名議員13番 村 上 一 郎